

令和3年度事業計画書

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

公益社団法人 千葉犯罪被害者支援センター

1 事業活動方針

犯罪等により、生命・身体・自由及び財産を侵害され、又は、脅威を与えられた者及びその家族、遺族（以下、「被害者等」という。）に対して、精神的な支援その他各種支援活動を行う。

「犯罪被害者等早期援助団体」として、警察からの情報提供により事件・事故発生後の早い時期から関係機関と連携し、適切な被害者支援活動を行う。

性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センターとして、被害届の有無にかかわらず性暴力被害を受けた方やそのご家族の支援を関係機関と連携して実施する。

また、県民の被害者等に対する理解の増進を図り、地域社会全体で被害者等に対して適切な配慮や支援がなされ、被害者等の尊厳が守られる社会づくりを目指し、積極的・継続的に広報啓発活動を行い、社会全体の被害者支援意識の高揚を図り、もって被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう支援する。

2 事業内容

(1) 被害者等に対する事業

① 電話相談

被害者等からの相談を電話相談員が専用電話で行う。

相談受付日時は、月曜日から金曜日の午前10時から午後4時までとする。

（祝日、年末年始を除く。）

なお、「性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター」専用電話にあっても同様に対応する。

② 面接相談

電話相談の結果、面接相談が必要と認められる被害者等には犯罪被害相談員がインテーク面接を行う。

また、カウンセリングが必要と認められる被害者等に対しては、本人の希望によりセンターが委託しているカウンセラー（公認心理師・臨床心理士）によるカウンセリングを行う。

カウンセリングは、原則予約制でセンターの相談室にて行うが、被害者等の事情に応じて休日や時間外、出張してのカウンセリングも実施する。

③ 直接的支援

被害者等の希望に沿って、犯罪被害相談員等が警察・検察庁・裁判所・弁護士事務所・病院等に付き添い、適切な助言・情報提供・各種手続きの補助等を行う。

(2) 関係機関・団体等との連携による被害者等の支援

① 関係機関・団体等との連携

電話・面接相談の結果、専門家による相談が適切と認められ、かつ本人が希望する場合は、当該関係機関・団体と調整のうえ連携して支援を行う。

② 警察との連携

被害者等の同意に基づき、事件・事故発生後の早い時期に犯罪被害の概要等について情報提供を受け、連携して迅速な支援を行う。

また、被害者支援の円滑な業務推進を図るため、知識・技術の提供その他便宜供与に関して協力を求め、支援活動に反映させる。

③ 公益社団法人全国被害者支援ネットワークとの連携

同ネットワークは、全国加盟団体間の共同支援の連絡調整を図るなど、広域的な被害者支援活動を行っていることから、連携して支援活動を行う。

また、同ネットワークが開設している「電話サポートセンター」とは緊密な連絡体制を保持する。

④ 千葉県において、犯罪被害者等支援条例が成立したことを受け、千葉県（環

境生活部くらし安全推進課)及び千葉県警察(警務部警務課被害者支援室)と連携して、市町村に対し犯罪被害者支援に特化した条例の制定を働きかける。

なお、上記①～④の事業は犯罪被害者支援コーディネーターが中心となって行う。

(3) 犯罪被害者等給付金申請手続きの補助

被害者等の要請に基づき、犯罪被害者等給付金の支給を受けようとする者が行う裁定申請の説明などの補助活動を行う。

(4) 被害者支援に関する広報啓発活動

① リーフレットの作成配布

センターの活動内容等を記載したリーフレットを作成し、関係機関の窓口等に配付するとともに、キャンペーン等において広く配布する。

② 機関誌「千葉CVSニューズレター」の作成

センターの活動報告や被害者支援の広報・啓発状況等を県民に知らせることを目的に、年2回各1万2千部作成し、会員・寄付者・関係機関等へ配付する。

③ キャンペーン等

新型コロナウイルスの情勢を見極めながら、県民に当センターの存在を周知させ、犯罪被害者支援意識の高揚を図るため、関係機関と連携して随時各種行事に参加し、リーフレットや広報啓発物品の配布を行う。

特に、「犯罪被害者週間」には、県内各警察署の協力を得て駅頭等でキャンペーン活動を展開する。

④ ホームページの効果的な活用

ホームページの到着情報コーナーに、センターの活動状況報告だけではなく、支援員養成講座のお知らせや県民のつどいの開催等の行事関係についても適宜情報発信を行う。

⑤ 「千葉犯罪被害者支援センターメールマガジン」を定期的に発行する。

⑥ 広報媒体の活用

- ・ 関係機関等の広報紙へ広告掲載を依頼する。
- ・ マスメディアに対してタイムリーに素材を提供するなど情報発信し、当センターの活動状況を広く県民に広報する。
- ・ 「支援員養成講座」・「県民のつどい」等の公開講座やイベントの開催に合わせ新聞広告を掲載する。

⑦ 講演会等の開催

ア 「犯罪被害者週間」における講演会

県民の被害者等に対する理解の増進を図り、地域社会全体で被害者等に対して適切な配慮や支援がなされ、犯罪被害者支援に対する意識の高揚等を目的として、「千葉県民のつどい」を千葉県と共催で開催する。

～令和3年11月下旬、千葉市内を予定～

イ 関係機関等の会議・研修会での講演

県下各警察署の署員を対象とした会議や犯罪被害者支援連絡協議会及び関係機関に対して、犯罪被害者支援に対するより一層の理解と協力を図るため、犯罪被害者等の現状及び当支援センターの概要・活動状況等について講演を行う。

(5) 被害者自助グループへの支援

被害者等の了承に基づき、同じような被害に遭われた方やその遺族を紹介するとともに、当該グループに対する助言、会場場所の提供や連絡業務を行い、被害者同士で支え合う自助グループの再開を目指した研究に取り組む。

(6) 被害者等の支援活動に携わる相談員・直接支援員の育成と体制の強化

① 支援員養成研修(入門編)

千葉県との共催事業として、被害者支援に関心を持つ者を対象に、広報啓発活動や被害者支援について地域における理解者となること(被害者と直接

関わらない範囲での支援)を目的として、犯罪にあわれた方に対する理解や配慮、被害者支援の基礎的知識などについて5時間程度の基礎的な講座を実施する。～千葉県民だよりで公募～

(7/4(日)・7/11(日)・7/18(日)に、千葉市内で3回、公開講座として実施する。)

② 支援員養成研修(初級編)

支援員養成研修(入門編)を修了している者、またはそれに準じる能力をもっている者を対象に、直接支援活動における補助業務を行うことや電話の受付業務を行うこと等を目的とし、犯罪被害者支援活動に従事するための知識・技能を習得する研修を実施する。

なお、令和2年度の初級講座は、新型コロナウイルスの拡散により中止としたため、8月初旬から毎週火曜日に千葉市内で1日5時間、5回実施する。

また、令和3年度の入門編を修了し、初級編を希望する者については、8月下旬から毎週火曜日に千葉市内で1日5時間、5回実施する。

③ 相談員養成研修(中級編)

相談員を対象に、被害者等からの相談電話及び直接的支援を十分な知識とスキルを持つて的確に対応することを目的とし研修を実施する。

なお、前記①②③については、カリキュラムに則り、犯罪被害相談員・弁護士・医師・公認心理師・臨床心理士・連携機関の専門職員等を講師に迎え実施する。

④ 相談員等の継続研修

相談員、直接支援員及びボランティアに対して、連携機関等の有識者を招聘し、更なる支援の知識及び技術の向上を目的として年間3回程度の研修を行う。

⑤ 公益社団法人全国被害者支援ネットワーク主催の各種研修会

相談員に対して支援活動のレベルアップ及び全国均質化を図るために実施される研修会への派遣を行う。

○ 関東・甲信越質の向上研修(年2回)

○ 全国研修会(春期・秋期)

○ コーディネーター研修

⑥ 犯罪被害相談員の育成

将来を見据え、犯罪被害相談員を計画的に育成するため、令和2年度及び令和3年度支援員養成講座(初級)修了者の中から相談員を新規に採用する。

⑦ 性犯罪・性暴力被害者支援のための研修

支援員等に対し、性犯罪・性暴力被害者の支援に精通した講師の講座を受講させるなど、更なる知識・技能の向上を図るため、性犯罪に特化した1日研修を、千葉市内で10月初旬に実施する。

(7) 被害者等の支援に関する調査・研究

全国各支援センターとの情報交換、全国被害者支援フォーラム等への参加のほか、刊行物を購入し被害者支援等に関する調査・研究を行う。

(8) 他機関職員の研修会の開催

千葉県環境生活部くらし安全推進課と連携し、県及び市町村の相談関係機関の職員を対象とし、犯罪被害者支援に対する理解を深めるとともに、犯罪被害者等からの相談の受け方、支援の方法などの知識、技能を習得するための研修会を行う。(幹部職員向け：5月下旬・担当職員向け：5月下旬)

(9) 財政基盤の充実

① 賛助会員の拡大を目的に、未加入の市町村や企業等団体・法人会員の募集を重点的に実施する。

② 各種施設・店舗等への「犯罪被害者支援清涼飲料水自動販売機」の設置依頼、「ホンデリング」の協力依頼

- ③ 「イオン幸せの黄色いレシートキャンペーン」の協力依頼
- ④ 千葉県共同募金会への助成申請
- ⑤ キャンペーン活動の際の募金活動等により更なる財政基盤の拡充を図る。